

佐賀県告示第 53 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 1 月 27 日から平成 29 年 2 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁字皿山 3953 番 43 地先から 鳥栖市儀徳町字前田 2213 番 2 地先まで	平成 29. 1. 27
県道 江口長門石 江島線	鳥栖市江島町字下牟田 3183 番 1 地先から 鳥栖市江島町字下牟田 3164 番 1 地先まで	〃
	鳥栖市江島町字天神記 2640 番 1 地先から 鳥栖市江島町字江島 2352 番 1 地先まで	〃
県道 市武神埼線	神埼郡吉野ヶ里町箱川字五の坪 2342 番 1 地先から 神埼郡吉野ヶ里町田手字杉三の角 511 番 1 地先まで	〃
県道 基山公園線	三養基郡基山町大字宮浦字寺ノ谷 2208 番 2 地先から 三養基郡基山町大字宮浦字辻 1170 番 8 地 先まで	〃